

枚方市新型インフルエンザ等対策行動計画(第2版)【素案】概要

令和7年10月

健康福祉部 健康福祉政策課

保健所 保健予防課

危機管理部 危機管理政策課

市行動計画の改定内容

- ・政府行動計画及び大阪府行動計画の改定内容を基に、枚方市における新型コロナウイルス感染症の対応(以下「新型コロナ対応」という)での課題等を踏まえて計画を抜本的に改定。
- ・おおむね6年ごとの政府行動計画及び大阪府行動計画改定に係る検討を踏まえ、必要に応じて枚方市行動計画を見直す。

	現計画	新計画
策定／改定	平成25年11月	令和8年3月(予定) ※初の抜本改定
対象疾患	主に新型インフルエンザを想定	新型インフルエンザ、新型コロナウイルス以外の幅広い呼吸器感染症も念頭とする
段階	<p>【発生段階】</p> <p>①未発生期</p> <p>②府内未発生期</p> <p>③府内発生早期</p> <p>④府内感染期</p> <p>⑤小康期</p>	<p>【対策段階】</p> <p>①準備期</p> <p>②初動期 : 国内外で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階</p> <p>③対応期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・封じ込めを念頭に対応する時期 ・病原体の性状等に応じて対応する時期 ・ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期 ・特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期 <p>※病原性やワクチン等の状況、感染症の変化等に応じて柔軟かつ機動的な対策の切替え</p>
複数の感染拡大への対応	比較的短期の終息が前提	中長期的に複数の感染拡大への対応、対策の機動的切替え
平時の準備	<p>「未発生期」として記載 ⇒情報収集、市民への情報提供・共有等について記載</p>	<p>「準備期」として取組を充実させて記載 ⇒医療・検査体制の整備、DXの推進、人材育成、実践的な訓練の実施等について追記</p>

市行動計画の改定内容

	現計画	新計画
対策項目	<p>【6項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①実施体制 ②サーベイランス・情報収集 ③情報提供・共有 ④予防・まん延防止 ⑤医療 ⑥市民生活及び市民経済の安定の確保 	<p>【13項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①実施体制 ②情報収集・分析(※) ③サーベイランス(※) ④情報提供・共有、リスクコミュニケーション ⑤水際対策(※) ⑥まん延防止 ⑦ワクチン ⑧医療(※) ⑨治療薬・治療法(※) ⑩検査(※) ⑪保健 ⑫物資 ⑬市民生活・市民経済

○赤字項目は、新規項目
 ⇒新型コロナ対応で課題となった内容を中心に、
 項目を追加・独立させ、記載を充実
 ○(※)印は、保健所設置市の項目

市行動計画の改定ポイント

○「枚方市新型コロナウイルス対策本部総括報告書」を基に、本市における新型コロナ対応経験を踏まえた計画とする

○市立ひらかた病院が北河内医療圏域の「第二種感染症指定医療機関」であることの特徴を活かした計画とする

改定ポイント	主な改定内容	対策項目・主な取組
1. 庁内実施体制の強化	<p>(1)市対策本部の組織改編 ⇒市対策本部における組織体制の見直しを行い、より実効性の高い体制整備</p> <p>(2)保健所の感染症有事体制の強化 ⇒保健所への応援体制、保健所の設備等の整備やICTを活用した業務効率化、外部委託等の活用による保健所の感染症有事体制の強化</p>	1. 実施体制 ②⑨⑫ 11. 保健 ①②③⑥
2. 専門人材の育成	<p>(1)感染症に関する知識及び対応能力の向上 ⇒・保健所全職員、庁内の医療職、IHEAT要員等を対象に初動対応や感染症業務などの研修・訓練の実施 ・感染症指定医療機関の「市立ひらかた病院」など、様々な関係機関と連携した移送訓練等の実践的な訓練の実施</p>	1. 実施体制 ③④⑨⑫ 2. 情報収集・分析 ② 11. 保健 ①②
3. 地域連携強化による感染症対応力の向上	<p>(1)市・医療機関・高齢者施設等の連携強化 ⇒・「感染症ネットワーク会議」を設置し、感染対策向上加算1の病院と連携した、高齢者施設や医療機関に対する研修・訓練の実施 ・保健所と加算1の病院とで高齢者施設や病院を訪問し、感染症対策に関する助言を行うことで連携体制を構築</p> <p>(2)災害医療対策会議を活用した地域連携の強化 ⇒災害医療対策会議により、平時からの医療関係機関等との関係性構築や有事には地域連携を活かした効果的な対策を実施</p>	8. 医療 ①② 1. 実施体制 ⑥⑯
4. 北河内医療圏域の第二種感染症指定医療機関である「市立ひらかた病院」としての役割	<p>(1)新興感染症の医療において中心的な役割 ⇒新興感染症の発生等公表期間前から入院対応を行うなど、圏域における新興感染症の中心的役割</p> <p>(2)次の感染症に備えた平時からの備えを充実 ⇒医療従事者等に対する研修や訓練の実施に加え、国や府等が実施する研修や訓練に参加することで、感染症発生及びまん延時における診療等の体制強化</p>	8. 医療 ⑥⑨ 3

市行動計画(第2版)【素案】概要

第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画	第4節 市における新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項
第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等	(1) 平時の備えの整理や拡充 (2) 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え (3) 基本的人権の尊重 (4) 危機管理としての特措法の性格 (5) 関係機関相互の連携協力の確保 (6) 高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応 (7) 感染症危機下の災害対応 (8) 記録の作成や保存
第1節 感染症危機を取り巻く状況	
第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定	
第2章 枚方市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定及び改定	
第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	
第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	
(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する (2) 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最少となるようにする	
第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方	第5節 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担
(1) 新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定 (2) 発生段階や状況の変化に応じて柔軟に対応（準備期・初動期・対応期）	(1) 国 (2) 地方公共団体（府・市・保健所） (3) 地方衛生研究所 (4) 医療機関 (5) 指定地方公共機関 (6) 登録事業者 (7) 一般事業者 (8) 市民
第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ	第6節 新型インフルエンザ等の対策項目
(1) 有事のシナリオの考え方（準備期） (2) 感染症危機における有事のシナリオ（初動期・対応期）	(1) 実施体制 (2) 情報収集・分析 (3) サーベイランス (4) 情報提供・共有、リスクコミュニケーション (5) 水際対策 (6) まん延防止 (7) ワクチン (8) 医療 (9) 治療薬・治療法 (10) 検査 (11) 保健 (12) 物資 (13) 市民生活及び市民経済の安定の確保
	第7節 枚方市新型インフルエンザ等対策行動計画等の実効性を確保するための取組等
	(1) EBPM（エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング）の考え方に基づく政策の推進 (2) 新型インフルエンザ等への備えの機運の維持 (3) 多様な主体の参画による実践的な訓練の実施 (4) 定期的なフォローアップと必要な見直し

市行動計画(第2版)【素案】概要

第3部 新型インフルエンザ等の各対策項目の考え方及び取組（1）

対策項目	第1章 実施体制	第2章 情報収集・分析
概要	感染症危機は市民の生命及び健康、市民生活及び市民経済に広く大きな被害を及ぼすことから、危機管理の問題として府内一体となって取り組む必要があり、研修や訓練等の実施により府内における感染症有事の対応力向上のうえ、関係機関と連携して取組を推進することが重要である。	感染拡大の防止を目的としつつ、状況に応じて市民生活及び市民経済との両立を見据えた政策上の意思決定に資するよう、体系的かつ包括的に情報収集・分析及びリスク評価を行うことが重要である。
主な取組	①市行動計画等の作成・変更 ②平時における対応力強化の取組 ③実践的な訓練等の実施 ④保健所の人材確保・育成 ⑤国、府、市町村、指定地方公共機関等関係機関間の連携体制の構築（情報共有、連携体制の確認及び訓練の実施等） ⑥市災害医療対策会議を活用した市と医療関係機関等との関係性の構築 ⑦府の総合調整に従った、事前の体制整備や人材確保等の着実な準備	①積極的疫学調査や臨床研究に資する情報収集のための体制整備 ②感染症専門人材の育成・活用等
	⑧市対策本部の設置、対応方針の協議・決定 ⑨必要な人員体制の強化 ⑩府の総合調整に従った、医療機関等に対する入院勧告又は入院措置等に関する措置	③府及び大阪健康安全基盤研究所との連携による、準備期に構築した人的・組織的ネットワークを活用した情報収集・分析及びリスク評価の実施と感染症対策の迅速な判断・実施
	⑪市対策本部での対応方針の協議・決定 ⑫初動期に引き続き⑨の取組 ⑬初動期に引き続き⑩の取組 ⑭他の市町村または府への医療関係者等の派遣・応援要請 ⑮市災害医療対策会議を活用した市と医療関係機関等との地域連携による総合的・効果的な対策の実施	④府及び大阪健康安全基盤研究所との連携による、準備期や初動期に構築した人的・組織的ネットワークを活用した情報収集・分析及びリスク評価の実施と感染症対策の柔軟かつ機動的な切替え

市行動計画(第2版)【素案】概要

第3部 新型インフルエンザ等の各対策項目の考え方及び取組（2）

対策項目	第3章 サーベイランス	第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
概要	感染症危機管理上の判断に資するよう、新型インフルエンザ等の早期探知、発生動向の把握及びリスク評価を迅速かつ適切に行うことが重要である。	感染症危機においては、様々な情報が錯綜しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがある。こうした中で、表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要があり、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を市民等に迅速に提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。
主な取組	①府と連携した、感染症サーベイランスシステムを活用した、指定届出機関からの患者報告等が迅速になされる体制の整備 ②府と連携した、平時の感染症サーベイランスの実施（指定届出機関における発生動向の把握等） ③感染症サーベイランスに関する人材の育成や確保	①感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策、感染症の発生状況、新型インフルエンザ等発生時にとるべき行動等についての市民等への情報提供・共有 ②偏見・差別等や偽・誤情報に関する市民等への啓発 ③情報提供・共有方法の検討等
	④府と連携した、有事の感染症サーベイランスの開始（全数把握を始めとする患者発生サーベイランス等の強化による患者の発生動向等の迅速かつ的確な把握の強化や、感染症の特徴や病原体の性状等に係る必要な知見を得るために入院サーベイランス、病原体ゲノムサーベイランス等）	④府の患者情報等公表の一元化による、迅速かつ一体的な市民等への情報提供・共有 ⑤双方向のリスクコミュニケーションの実施（コールセンターの設置やSNS・アンケート調査等による受取手の反応や関心を把握）と、それを通じたリスク情報とその見方や対策の意義の共有 ⑥市民等への偏見・差別等に関する啓発や科学的知見等に基づく正しい情報提供・共有
	⑤府と連携した、流行状況に応じたサーベイランスの実施（国の方針に基づいた全数把握から定点把握への移行等）	⑦初動期に引き続き⑤の取組 ⑧初動期に引き続き⑥の取組 ⑨病原体の性状等に応じて変更する対策についての市民等への情報提供・共有（科学的根拠等政策判断の根拠、従前からの対策の変更点やその理由等）

市行動計画(第2版)【素案】概要

第3部 新型インフルエンザ等の各対策項目の考え方及び取組（3）

対策項目	第5章 水際対策	第6章 まん延防止
概要	<p>国外で新型インフルエンザ等が発生した場合は、病原体の国内侵入を完全に防ぐことは困難であることを前提としつつ、新型インフルエンザ等の特徴や国外における感染拡大の状況等を踏まえ、迅速に検疫措置の強化や入国制限等の水際対策を実施することにより、国内への新型インフルエンザ等の病原体の侵入をできる限り遅らせ、国内の医療提供体制の確保等、感染症危機管理への対応準備に係る時間を確保することが重要である。</p>	<p>新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、市民の健康被害を最小限にとどめるとともに、市民生活及び市民経済への影響を最小化するため、適切な医療の提供等とあわせて、必要に応じてまん延防止対策を講ずることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることが重要である。特に有効な治療薬がない場合や、予防接種が実施されるまでの間は、公衆衛生上の観点から実施するまん延防止対策は重要な取組である。</p>
主な取組	準備期	<ul style="list-style-type: none"> ①検疫所が実施する訓練の機会等を通じた新型インフルエンザ等発生時の対策、連絡手順、協力事項等の確認
	初動期	<ul style="list-style-type: none"> ②検疫所と連携した健康観察や積極的疫学調査等によるまん延防止のための措置
	対応期	<ul style="list-style-type: none"> ③初動期に引き続き②の取組 ④府等の体制等を踏まえた、国に対する健康観察の代行要請

市行動計画(第2版)【素案】概要

第3部 新型インフルエンザ等の各対策項目の考え方及び取組（4）

対策項目	第7章 ワクチン	第8章 医療
概要	<p>ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、市民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制がキャパシティを超えないようにすることは、新型インフルエンザ等による市民の健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。</p> <p>そのため、国や府の方針に基づき、迅速に接種を進めるための体制整備を関係機関と連携して行うことが重要である。</p>	<p>新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延し、かつ市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療の提供は、健康被害を最小限にとどめ、市民が安心して生活を送るという目的を達成する上で、不可欠な要素である。また、健康被害を最小限にとどめることは、社会経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。</p> <p>そのため、平時から地域の実情に応じた医療体制を整備し、感染症危機の際には、府と連携して感染症医療の提供体制を確保し、機動的かつ柔軟に対応することが重要である。</p>
主な取組	準備期	<ul style="list-style-type: none"> ①医療関係団体等と連携した接種体制構築に向けた準備 ②国が科学的根拠に基づき提供・共有する予防接種に係る情報を活用した、医療機関等と連携した予防接種やワクチン等に関する市民の理解促進
	初動期	<ul style="list-style-type: none"> ③国の方針を踏まえた接種体制の構築(接種会場や医療従事者等の確保等)
	対応期	<ul style="list-style-type: none"> ④準備期・初動期に整理・構築した接種体制に基づく住民接種等の実施と感染状況を踏まえた接種体制の拡充 ⑤高齢者施設等への接種体制の確保（巡回接種等） ⑥国が科学的知見等に基づき示すワクチンの安全対策や市民への情報提供 ⑦国が科学的根拠に基づき提供・共有する予防接種に係る情報を活用した、医療機関等と連携した予防接種やワクチン等に関する市民の理解促進と積極的なリスクコミュニケーションの実施（予防接種の意義や制度の仕組み、接種対象者や接種頻度、接種スケジュール、有効性及び安全性、副反応の内容や対処方法等）

市行動計画(第2版)【素案】概要

第3部 新型インフルエンザ等の各対策項目の考え方及び取組（5）

対策項目	第9章 治療薬・治療法	第10章 検査
概要	新型インフルエンザ等が発生した場合に、市民の健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめる上で、医療の提供は不可欠な要素であり、治療薬の確保は重要な役割を担っている。	新型インフルエンザ等の発生時における検査の目的は、患者の早期発見によるまん延防止、患者を診断し早期に治療につなげること及び流行の実態を把握することである。また、検査の適切な実施は、まん延防止対策の検討及び実施や、柔軟かつ機動的な対策の切替えのためにも重要である。さらに、検査が必要な者が必要なときに迅速に検査を受けることができることは、新型インフルエンザ等による個人及び社会への影響を最小限にとどめることや、感染拡大防止と社会経済活動の両立にも寄与し得る。
主な取組	準備期	①府や大阪健康安全基盤研究所との連携による、検体搬入を含めた手順等の整備 ②市内の感染症の診療を行う医療機関等を通じた臨床研究の実施への協力
	初動期	③（発熱外来が設立されていない場合）感染が疑われる者の動線を踏ました検査体制の構築
	対応期	④大阪健康安全基盤研究所等への検査の実施要請 ⑤国が定めた検査実施の方針に関する市民への情報提供・共有

市行動計画(第2版)【素案】概要

第3部 新型インフルエンザ等の各対策項目の考え方及び取組（6）

対策項目	第11章 保健	第12章 物資
概要	<p>感染症危機発生時において、保健所は地域における情報収集・分析を実施し、それぞれの地域の実情に応じた感染症対策の実施を担う点で、感染症危機時の中核となる存在である。</p> <p>保健所は、新型インフルエンザ等の感染が拡大し、多数の患者が発生した場合には、積極的疫学調査、健康観察、患者の入院調整やクラスター対応等の業務負荷の急増が想定される。</p> <p>そのため、市は、平時から保健所における情報収集体制や人員体制の構築、ICTの活用等を通じた業務効率化を行いながら、地域の関係機関と連携して感染症危機に対応することが重要である。</p>	<p>新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれる。感染症対策物資等の不足により、検疫、医療、検査等の円滑な実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要であり、市や府、医療機関を始めとする関係機関において感染症対策物資等が十分に確保できるよう、平時から備蓄等の推進や円滑な供給に向けた対策等を講ずることが重要である。</p>
主な取組	準備期	①保健所職員、本庁等からの応援職員、IHEAT要員、応援派遣等による保健所の感染症有事体制を構成する人員の確保と研修等の実施 ②健康危機対処計画に基づいた人員の確保、研修・訓練の実施、ICT活用等による業務の効率化等の推進
	初動期	③本庁から保健所への応援職員の派遣、IHEAT要員等の人員確保に向けた準備と、業務一元化や外部委託等の検討 ④健康危機対処計画に基づいた感染症有事体制への移行準備（人員の参集や支援、必要な資機材等の調達の準備等）
	対応期	⑤健康危機対処計画に基づいた感染症有事体制の確立 ⑥本庁から保健所への応援職員の派遣、IHEAT要員に対する応援要請等 ⑦感染状況に応じた取組（保健所の人員体制の見直し、感染症対応業務の対応の変更、積極的疫学調査の見直し等）

市行動計画(第2版)【素案】概要

第3部 新型インフルエンザ等の各対策項目の考え方及び取組（7）	
対策項目	第13章 市民生活及び市民経済の安定の確保
概要	<p>新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、市民生活及び市民経済に大きな影響が及ぶ可能性がある。</p> <p>そのため、市は、市民生活及び市民の社会経済活動の安定の確保に必要な対策や支援を行い、事業者や市民に対して、平時の準備を基に、自ら事業継続や感染防止に努めるよう呼びかけることが重要である。</p>
主な取組	<p>①国や府、庁内及び関係機関との情報共有体制の整備</p> <p>②市民や事業者に対する、衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄の推奨</p>
	<p>③事業者に対する事業継続に向けた対策（従業員の健康管理の徹底やオンライン会議等の活用、テレワーク等の推進等）の準備勧奨</p> <p>④物資等購入時における消費者としての適切な行動等、市民等への呼び掛け</p>
	<p>⑤初動期に引き続き⑤の取組</p> <p>⑥心身への影響に関する施策（高齢者フレイル予防等）や教育や学びの継続への支援等</p> <p>⑦事業者への事業継続に関する周知（従業員の健康管理の徹底や職場等での感染防止対策の実施等）</p> <p>⑧市行動計画に基づいた必要な措置の開始</p> <p>⑨国の方針に基づく事業者への支援等</p>